

※内容については、6月10日現在の情報を掲載しています。イベントなどについて、中止や延期、内容などが変更となっている場合がありますので、ご注意ください。

くらしのガイド

市や国、道からのお知らせ



くらしと住まい



防災行政無線などの情報伝達訓練を行います

実際の災害と間違われないうご注意ください。また、状況により中止することがあります。
日時 7月22日(水)14時ごろ
 ※放送内容などは、確認ダイヤル(☎0193)で聞くことができます。
問 総務G(☎1130)

幌別ダムからのお知らせ

ダムに設置している放流警報装置の点検のため、サイレンの吹鳴やスピーカーによるアナウンス放送を行います。
期間 7月13日(月)～15日(水)のうちいずれか1日
 ※気象状況により中止すること

があります。

問 北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所
 (☎2821)

ヒグマの出没などに関する情報の公表について

7月1日以降、ヒグマの出没などに関する通報を受けて現地確認を行った結果を4つのレベルに分けて、原則全て市公式ウェブサイトで公表します。
 ヒグマを目撃したりヒグマの痕跡を発見したら、安全を確認のうえ、日時や場所、状況などを市や警察署に連絡してください。



出沒フ
ヒグマ通
情報オ
ーム

連絡先

- 市民協働グループ (☎2139)
- 室蘭警察署 (☎460110)

※詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



国民年金保険料の『免除制度』と『納付猶予制度』をご存じですか

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難なとき、申請により保険料の納付を免除・猶予する制度です。

免除制度

保険料の免除は前年の所得に応じて行います。

	全額	4分の3	半額	4分の1
免除額	17,920円	13,440円	8,960円	4,480円
保険料	0円	4,480円	8,960円	13,440円

※一部免除は、保険料の一部を納付することで残りの保険料が免除される制度です。

※一部保険料を納付しなかった場合、その期間の免除は無効となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障がいや死亡など不慮の事態が生じたとき、年金を受けることができなくなることがあります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、保険料の納付を猶予する制度です。

猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

○手続きに必要なもの

基礎年金番号が分かるもの、退職(失業など)で納付が困難な方は『雇用保険被保険者離職票』や『雇用保険受給資格者証』の写しなど
 ※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
 ※免除制度、納付猶予制度が承認された期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※免除制度・猶予制度は、過去2年1カ月分までさかのぼって申請ができます。

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎2137)

令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度の税制改正で、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険料については、令和8年度に限り、税制改正前の控除額で計算を行います。
 そのため、住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされることがあります。
 介護保険制度を持続していくための措置ですので、ご理解ください。お問い合わせは、

※詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。
問 高齢・介護G(☎5720)



花火をするときには

- 消火用の水バケツを近くに用意する
- 花火に書いてある遊び方を必ず守る
- 燃えやすい物のある場所ではない
- 一度にたくさんの花火に火を付けない
- 花火を人や物に向けない
- 花火が終わったら、完全に火を消し、きちんと後始末する

問い合わせ 消防署(本署) 予防担当 (☎2551)

忘れずに納めましょう 納期限は7月31日(金)です

種別	問い合わせ
国民健康保険税(2期)	国民健康保険グループ(☎1771)
介護保険料(1期)	高齢・介護グループ(☎5720)
後期高齢者医療保険料(1期)	年金・長寿医療グループ(☎2137)

※スマホ決済アプリやクレジットカードでの納付には、領収書は発行されません。

※保険税や保険料の納付にお困りの方は夜間納付相談を利用ください。

日時 7月30日(木)・31日(金)19時まで **場所** 国民健康保険グループ